

横浜音祭り2016公募サポート事業について（Q&A）

1. 申請について

Q. 申請を行うにあたり、横浜市内在住（在勤・在学）である必要がありますか。

A. 市内在住（在勤・在学）の要件は必要ありません。市外在住の方であっても申請頂けます。

Q. 対象となる事業の「音楽・音」を含んだ事業の具体例を教えてください。

A. クラシック・コーラスなどのコンサートや発表会、楽器などを演奏するためのワークショップ、虫の鳴き声を鑑賞すること、音楽を題材とした絵画や写真等の展覧会など、事業内に「音楽や音」の要素が含まれるものは全て対象となります。

Q. 平成28年9月22日～11月27日に横浜市内で実施する事業であることとありますが、一定期間実施する事業であって、その一部がこの期間外である場合、対象となりますか。

A. 一連の事業のうち、その一部が期間内に実施される事業は、対象となります。例えば9月17日～9月25日、11月19日～12月4日といった期間に実施する一連の事業は対象となります。

Q. 概ね横浜市の行政区以上を対象とはどういう意味ですか。

A. 出演者や観覧者の募集を行うにあたり、少なくとも行政区全体に渡る事業や、複数区、市内全域を対象として実施する事業が本事業の対象となり、1区内で実施する事業や、区より小さい範囲（自治会町内会など）を対象とした事業は対象外となります。

実際の対象範囲については、広報制作物やその配架場所等により実績を確認いたします。

Q. 市民参加とは具体的にはどのようなことですか。また市民とは市内に在住する者を指すのですか。

A. 市民とは横浜市内に在住・在学・在勤する方です。

市民参加とは、市民の誰もが参加できる事業、市民の発表・出演の機会を設けている事業、市民団体が運営・実施する事業のことを言います。

Q. 次世代育成とは具体的にはどのようなことですか。また次世代とは何を指すのですか。

A. 次世代育成とは、概ね幼児から大学生までの次世代を担う若者たちを対象とした事業で、発表などの出演の機会、鑑賞やワークショップなどの提供、事業の企画・運営などでの参画の機会の提供など、次世代の若者たちの豊かな感性を育む取組みを対象としております。

Q. スーパーユニバーサルとはどのようなことですか。

A. 今回のフェスティバルでは、「スーパーユニバーサル」をコンセプトに、音楽のジャンルを超えた公演、障害者や子ども達を対象とした事業、プロアーティストのみならずアマチュアの出演機会の提供などに取り組み、多くの市民が楽しめるフェスティバルの開催を目指しています。

このスーパーユニバーサルとは、音楽のジャンル、世代（年齢）、ジェンダー（性差）、プロ・アマチュア、障害の有無に関わらず、様々な「差異」を超えた取り組みで、全ての「差異」を超える必要はなく、例えば音楽のジャンルを超えたイベント（クラシックとポップス等）を実施する等、1つでも要素を含んでいれば問題ありません。

なお、あくまで主催団体が主体的に行う事業内容が対象であり、会場が備え持つ内容（障害者用トイレの設置等）は対象外となります。

Q. 新規に実施する事業とは。

A. 横浜音祭り 2016 の開催に合わせて、新たに企画された事業または、他都市で開催していた事業を、初めて横浜市内に会場を移して実施される事業をいいます。

Q. 拡充する事業とは。

A. 例年、横浜市内で開催されている事業で、横浜音祭り 2016 の開催に合わせて、新たに音楽や音の要素を盛り込む、または例年より音楽や音の要素を増やして実施される事業をいいます。

申請にあたっては、前回の事業から拡充した部分を明確に示していただく必要があります。

Q. 実施会場の確保が見込まれていることとは、どのような状況を指すのですか。また、会場の紹介や斡旋はしてもらえますか。

A. 会場の仮予約が済んでいることや、会場の管理者に使用の内諾を得ている状況をいいます。

なお、横浜アーツフェスティバル実行委員会による会場の紹介・斡旋は行っておりません。

Q. 公募サポート事業に合わせてパートナー事業の申請をした場合、施設利用の申込に当たり「後援 横浜アーツフェスティバル実行委員会」と記載しても良いか。

A. パートナー事業の認定通知が発行されている場合は記載して頂いて構いません。

パートナー事業の申請中の場合は、施設管理者にご相談ください。

なお、公募サポート事業に承認された場合には、横浜アーツフェスティバル実行委員会の共催事業として位置付けられます。

Q. 横浜市または国県他行政から補助金、助成金、その他資金援助等を受けている事業は対象外となっているが、その他資金援助等とはどのような事を指すのか、具体的に教えてください。

A. 会場等使用料の免除や軽減など、金銭的な負担が軽くなる支援を言います。

Q. 営利を目的とする事業の定義について。

A. 公募サポートの支援を受けなくても収支のバランスが取れる、または著しく黒字となる見込みがある事業については営利を目的とする事業と判断させていただきます。

また、申請内容に関わらず、会場のキャパシティ及びチケットの金額、実施内容を総合的に勘案し、営利を目的としているかどうかを判断させていただきます。

Q. 審査結果受理後に横浜音祭り 2016 パートナー事業へのエントリー（交付決定を受けた団体は必須）とありますが、不交付の決定を受けた場合はエントリーしなくても良いですか。

A. ぜひ不交付の決定を受けた団体にも、パートナー事業にエントリー頂きたいと考えておりますが、補助金の交付がないと事業の実施ができない団体もいるということを考慮して、このような記載とさせていただきます。

パートナー事業にエントリー頂いたイベントにつきましては、広報での連携をさせていただきます。

2. 応募書類について

Q. (1)～(5)の応募書類以外に、実施する事業の参考となる資料を添付してもいいですか。

A. 問題ありません（出演予定者や類似イベント、市内初開催の場合で前回他都市において実施した際のパンフレット等が想定されます）。

Q. 登記事項証明書については、原本での提出が必要ですか。

A. 原本での提出をお願いします。

Q. 応募にあたり、企業からの協賛や個人からの寄付をもらっても問題ありませんか。

A. 問題ございません。寄付金等は収支予算書に記載してください。

Q. 補助対象経費に「大道具費」「小道具費」がありますが、補助対象外経費の「備品購入費」との違いはありますか。

A. 備品とは、イベント終了後も使用可能な物品のことを言います。

例として、大道具の作成に使用するベニヤ板等は、大道具費にあたり補助対象経費となりますが、スピーカーを購入した場合は備品購入費にあたり補助対象外経費となります。

Q. 今回の事業を実施するために、スピーカー等の備品を新規に購入した場合は補助対象外経費となりますか。

A. 補助対象外経費となります。

今回の事業のために購入したものであっても資産（事業終了後に資産価値が残る物）となる物を購入した経費は備品購入費にあたります。

Q. 会場使用料について、自らが所有または管理する会場で稽古や事業を実施する場合、補助対象経費に含んでも良いですか。

A. 会場の所有団体と主催団体が同一の場合、また団体名が異なっても団体の構成に明らかな違いが認められない場合は補助対象外経費となります。

また、個人が管理する会場において、主催者と管理者が親子である等の血縁関係が生じている場合も補助対象外となります。

ただし、実行委員会形式で委員会を構成する複数の団体のうち、1つの団体が所有または管理する会場において実施する場合の会場使用料については、補助対象内となります。

Q. スタッフの弁当代は補助対象経費となりますか。

A. 飲食に係る経費に該当し、補助対象外となります。ただし会議の際に提供のお茶代は会議費として扱うことができ、補助対象経費となります。

3. 決定方法について

Q. 審査委員会を見学することは出来ますか。

A. できません。非公開になります。

4. 事業の実施について

Q. JASRACへの申請は必要か。

A. 各主催団体において、必要に応じて申請及び支払をお願いします。

※今後寄せられる質問につきましても、横浜音祭り2016公式HP
において定期的に回答していきます。